

水道料金(基本料金)の一部を減免します

八匠水道企業団では、近年の物価高騰に伴う家庭等での経済負担の軽減を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金（基本料金）の一部を以下のとおり減免します。

1. 対象者

八匠水道企業団と給水契約している方（メーター口径 13 mm・20 mm・25 mm）

※官公署などの公的な施設や、臨時用は除きます。

2. 対象期間

- ・奇数月検針区域の方：9月検針分
- ・偶数月検針区域の方：10月検針分

3. 減免内容

基本料金の85% 3,853円（税込）

※引越しなどによる開閉栓で使用期間が2か月に満たない場合は減免額が異なります。

4. 注意事項等

- ・減免に関するお手続きは不要です。
- ・検針時にお渡しする「使用水量のお知らせ」（検針票）には減免前の金額が記載されますが、請求時には減免料金分を差し引いて請求いたしますので納付書や領収書をご確認ください。
- ・減免に関し、八匠水道企業団が電話や訪問をすること、銀行やATMへ誘導することはありません。

5. 問い合わせ先

この減免制度に関すること ➡ 八匠水道企業団 総務班 ☎0479-73-3171

（平日 8時30分～17時15分）

水道料金の算定や支払い方法に関すること ➡ 八匠水道企業団 お客様センター

☎0479-79-7001

（平日 8時30分～18時00分）

（土曜日 8時30分～12時00分）